

令和6年2月15日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会  
(公印省略)

「『医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令』のガイダンスについて」の一部改正について」等について（通知）

平素は本会事業に格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、厚生労働省医薬局医療機器審査管理課より各都道府県衛生主管部（局）長宛てに下記の通知が発出されるとともに、大阪府健康医療部を通じて、本会に対しても周知方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただきますとともに、周知方につきご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、ガイダンス本文は大容量のため、下記の大阪府薬務課ホームページに掲載されておりますので、ご参照くださいますようお願い申し上げます。

【大阪府健康医療部生活衛生室薬務課に関する各種通知】

[https://www.pref.osaka.lg.jp/yakumu/tuuti/r05\\_3.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/yakumu/tuuti/r05_3.html)

#### 記

1. 「『医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令』のガイダンスについて」の一部改正について（令和5年12月26日付け 医薬機審発1226第1号 厚生労働省医薬局医療機器審査管理課長）
2. 「『再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令』のガイダンスについて」の一部改正について（令和5年12月26日付け 医薬機審発1226第2号 厚生労働省医薬局医療機器審査管理課長）

【事務局】大阪府医師会 学術課

〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22

TEL：06-6763-7006／FAX：06-6764-0267